

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

未支給年金は一時所得

Q : 夫が亡くなり、未支給年金を受け取りました。これは、相続財産になるのですか？

A : 年金受給者の一時所得となります。

【解説】

年金は、死亡した月の分まで支給されることとなっていますので、支給を受けずに本人が亡くなった場合には、親族が請求することによって受け取りができることになっています。

この未収の年金が相続財産になるかどうかについては、平成7年の最高裁の判決で、年金給付の受給権者が死亡して未支給年金がある場合、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、生計を同じくしていたものは、自己の名でその未支給年金を請求することができるとする国民年金法の規定からは、「年金法は相続とは別の立場から一定の遺族に対して未支給の年金給付の支給を認めたものであり、死亡した受給権者が有していた年金給付に係る請求権が法律の規定を離れて、別途相続の対象になるものではないことは明らかである」とする考え方が示されています。

つまり、年金の受給権は、年金法で規定されている遺族が原始的に取得するものであり、相続財産には該当しないとされたわけです。

したがって、相続人等が受け取った被相続人の未支給年金は、一時所得となり所得税の対象になることとなります。

